

労災保険の「治ゆ（症状固定）」について

●労災保険の「治ゆ（症状固定）」とは、

- ・ 業務上の負傷又は疾病に対して、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状況に至ったものであり、負傷にあつては創面がゆ合し、その症状が安定し医療効果が期待し得なくなったとき、疾病にあつては急性症状が消退し、慢性症状は持続してもその症状が安定し、医療効果がそれ以上期待し得ない状態になったときをいう。
- ・ 労働基準監督署長が、医師の意見、レセプト審査を通じて把握した医療情報等を踏まえ、「治ゆ（症状固定）」を判断。